

多賀城市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市水道事業管理者から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
上水道部（たな卸し資産の管理）
- 2 監査結果の報告日
平成30年5月25日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
平成30年6月12日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査(たな卸し資産の管理)
- 2 監査実施日 平成30年4月23日
- 3 監査対象部署 上水道部
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指導事項	<p>入出庫明細表における貯蔵品の入庫年月日について、検収日で記載すべきところ誤って納品日で記載していたのが見られた。</p>	<p>日付の相違については、貯蔵品管理担当と会計処理担当間での確認不足が要因であった。 今後の対策として、平成30年度より発生主義の原則に基づき貯蔵品の検収日で処理することを再確認した。 また、日報等作成決裁時において各帳票間の仕訳・数値等をダブルチェックする措置を講じた。</p>